

○九番（小野沢久君） 議案第六十二号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第二号）について賛成討論をさせていただきます。
本補正予算につきましては、三常任委員会において十分審査されたものであり、その内容については各委員長の報告により理解されるものであります。歳入面では、市民税、個人分の所得割の増、固定資産税、都市計画税の評価加えによる増の四千万、普通交付金の確定によるもの、都支出金、また五十六年度繰越金の確定分等であり、歳出面では六月の定例会で御可決いただいた期末手当の差額の不足分補正が、総額の一七・七%、二千八百六十五万あります。また、会館改造工事補助金、あるいは国民健康保険特別会計への繰出金が二千七百万、西ヶ丘衛生組合関係八千七百万等であり、特に国保への繰出金、当初予算三千五百万円に対して七七%増の二千七百万、合計六千二百万円となり、この六千二百万円に対して、おのおの、それぞれの見解があるものと思えます。五十六年度が三千五百万で三・二%、五十七年度が今補正で六千二百万、五・一六%となるわけであり、

国保会計の苦しい状況は理解できるところでございますが、社保関係の市民、あるいは国保会計市民の負担増等と十分考え合わせた上に、この額が出たものと考えます。今後の推移等については、十分検討する必要があります。と思われ、現時点においては他とのバランス、あるいはアップ率等を考慮し、妥当な額ではなかと考え賛成をするものであります。また、理事者におしては、委員会で指摘された点の整備を、早急に行うことを求め賛成討論とさせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で討論を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六十二号は、各委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（末次性男君） 起立多数であります。よって議案第六十二号は、各委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第八 議案第六十三号 昭和五十七年度
福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。
本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、本委員
長から報告を願います。

（厚生委員長 指田保雄君 登壇）

○厚生委員長（指田保雄君） 御指名がござりましたので、議案第六十三号
昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
について審査報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
（議案審査報告書） 別添参照

本補正予算についても、長時間の審査を尽くした後、委員より修
正案が提出されました。修正案の説明の後、助役より発言の申し
出があり、この予算についても、たゞ修正案が出されておりますが、今
後、国保の運営上、緊急事態が予算書ということにおいて出た場

この補正予算に強く反対するものです。

以上、簡単であります。私の反対討論といたします。

○議長（末次性男君） 次に賛成者、二十三番 関 米吉君。

（二十三番 関 米吉君 登壇）

○二十三番（関 米吉君）

議案第六十三号に対する賛成討論を行います。

本議案は、先に修正可決されました議案第六十号に関連する補
正予算であります。条例修正に伴う不足財源をどこに求めるかについて、

厚生委員会審査の内容は、委員長報告と聞いております。

御案内のように、地方自治法は、地方自治体の財務経理について、
一般会計にしろは予備費を必置課目として定めておりますが、特
別会計にしろはその性格上、予備費を必ずしも計上してゐなければ
ならない規定はございません。先に修正可決されました議案第六十
号の条文修正に伴う不足額は五百万円でございます。この不足額を
一般会計予備費から負担するか、国保会計予備費から負担す
るかについては、論議の分かれるところですが、一般会計予備費から

の負担は他の全般的な市政運営にもその影響が及ぶことは言ひ得ません。よて乏しい財政の効率ある運用を確保し、条例修正に伴う不足額を補うには、国保会計に計上されている予備費充當を至當と判断し、借越ながら会議規則にのっとり議案書記載の修正案を提出し、各委員の御判断を仰ぐ結果、賛成多数をもって御承認をいただいたものでございます。

まことに残念ではございますが、本案につきましては、反対された委員からは、修正案の提出はございませんでした。ただ、本案に對しても、反対議員から討論が行われましたが、本議案はすでに決定された議案第六十号にもとづく財源不足をどこに求めるかという内容でありまして、議案第六十号をむしろ返す討論は、全く無意味なものであります。反対討論に述べられてゐる一般会計予備費からの充當につきましては、議案第六十号の討論においても指摘しましたように、概念的な反対論ではなく、これを行わせるような具体的修正案を提案すべきであると思ひつてござります。

合には、執行部としての法の範囲内での処置を取らせていただく場合もありましようけれども、そういうことをあらかじめ御承知にのぞいていただければ幸いです。要望となろうと思ふ一言、お願いしておきます」との発言がなされました。その後、修正案に反対の意見が出された後、協議いたしましたところ、賛成多数で修正案を、また修正部分を除くその他の原案も賛成多数で可決されました。

よろしく御審議の上、当委員会報告となり御決定くださいますようお願いいたします。審査報告といたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。討論については、会議規則第五十二条の規定に従ひ、最初に反対者から発言を願います。十一番 原 敏子君。

(十一番 原 敏子君 登壇)

○十一番(原 敏子君) 議案第六十三号 昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)について反対討論を行います。

補正予算第一号は、保険税の九・四％の値上げにもかかわらず、歳入の保険税は減額となっております。これは五十七年度当初予算の保険税の見込み違いという事になります。当初の見込み違いで保険税が減少したからと言って、簡単に保険税を値上げし採算をとろうとするこの補正予算に反対するものです。

保険税の減額分は、条例改正の議案第六十号の反対討論でも述べてまいりましたように、一般会計からの繰出金で手当てすべきであります。修正案は、保険税の限度額を二万四千引き下げただけのものです。市民生活が大変な現況下において、命と暮らしを守る保険税の値上げは、一回たりとも許せないものです。

このような市民生活を守らない保険税値上げを中心に組んでありま

どうかよろしく委員会決定となり御承認賜りますようお願いし、賛成討論といたします。

○議長(末次性男君) 以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

本案に対する委員会の報告は修正であります。

本案は、委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(末次性男君) 起立多数であります。よって議案第六十三号は、委員会審査報告のとおり修正可決いたしました。

○議長(末次性男君) これより午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十七分 休憩

午後一時一分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第九 議案第六十四号 昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 高水惣八君登壇）

○建設委員長（高水惣八君） 御指名がございましたので、議案第六十四号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書目） 別添参照

本予算については、今回、二百五十八万四円を補正し、歳入歳出それぞれ、九千六百六十八万五千四円と定めようとするものです。

歳入は前年度繰り越し、二百五十八万四円の補正、歳出は職員の人件費分十九万四円と、予備費二百三十九万四円を補正するものであるとの説

明があります。

お諮りいたします。よろ、全員異議なく原案とおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会の報告とおり御決定くださるようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。たに、議題となっております議案第六十四号については、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第六十四号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十 議案第六十五号 昭和五十七年度
福生市下水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。
本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員
長から報告をお願いします。

（建設委員長 高水惣八君登壇）

○建設委員長（高水惣八君） ただいま御指名がございましたので、議案
第六十五号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
（議案審査報告書）別添参照

本予算については、今回二百四十万三千円を補正し、歳入歳出それぞれ
二十八億二千四百七十一万三千円と定めようとするもので、歳入は前年度繰
越金二千四百四十万三千円の補正、歳出は一般管理費で、職員人件費分百
八万八千円、管渠費で西住宅地区周辺排水路関係で人件費分十九
万二千円、その他予備費二千二十二万三千円の補正であるとの説明があり、

お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきもの
と決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げ、審
査報告とさせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六十五号については、委員会
報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十五
号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十一 議案第六十六号 昭和五十七年度
福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）と議題といたし
ます。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員
長から報告を願います。

（建設委員長 高水惣八君 登壇）

○建設委員長（高水惣八君） 御指名がございまして、議案第六十
六号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
（議案審査報告書目） 別添参照

この受託事業水道会計は、今回 千百十二万四千円を補正し、五億
七千九百八十八万四千円と定めようとするものであります。理事者より予
算の内容説明があり、続いて質疑を行ったわけであります。
その主な質疑としましては、漏水調査委託料二百万円を補正した
理由につき質疑があり、これに対し、当初に於いて都に五百万円を要

求したところ三百万円しかつかなかったが、今回二百万円だったので補正したもので
あるとの答弁があり、続いて配水管新設工事の内訳を伺いたいとの質
疑があり、これに対し配水管新設工事は、市道二〇号線と都道
二九号線バイパスに配水管を新設する工事であるとの答弁があり、
次で、工事請負費につき、現実に落札業者が特定の数社にしばら
れてゐるよりほかどうかとの質疑に対し、業者選定は指名委員
会があり、工事金額により業者数を選定し入札にかけてゐるとの答弁
の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく本案を 原案とあり
可決すべしと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ報
告いたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

にいま議題となりまして、議案第六十六号については、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十六号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

議長(末次性男君) 日程第十二 議案第六十七号 市道路線の

認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高水惣八君登壇)

建設委員長(高水惣八君) 御指名がござりますので、議案第六十七号につきましては審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に先立って、本路線の現地をつぶさに踏査した後、審査に入りまして。今回認定しようとする路線は、東京法務局南側に新設した幅員五メートル、延長四・六メートルの道路で、起点を武蔵野台二丁目五の一番地先に、終点を大字福生九〇二の二番地先の市道一二五三号線として管理するもので、委員より要望として、仮に通学の子供にちが利用するにしても、駅の通勤等にしても大変便利な道路になったと思うが、この道路は、昼間は非常にいい道だが、夜の十一時から二時にかけて多くの車がとまり、通行しにくくなるので、取り締まりとまではつかないまでも、なるべく車をとまらない方向で考えていただきたいとの発言があり、お諮りいたしますところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告とおり御決定くださるようお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑と行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案六十七号については、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第六十七号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十三 議案第六十八号 市道路線の廃止につきを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高水惣八君 登壇)

○建設委員長(高水惣八君)

御指名がござりましたので、議案第六十八号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。(議案審査報告書) 別添参照。

本案審査に先立ち、本路線の現地を必ず踏査した後、審査に入りました。今回廃止しようとする路線は、国道一六号線に接続して幅員一八メートル、延長七メートルの道路で一般の交通の用に供さなくなつたことに伴い、廃止しようとするもので、委員より実際に道路として利用できない道路はどのくらいあるか。また、廃道敷となつた後の処理方法につき質疑があり、これに対して、現在の市道路線総数六百七十六本中、廃止が可能と思われる路線は約九十三路線、延長で四千九百四十三メートル、面積で一万四千四百六十一・五二平方メートルある。廃止後の処理は、廃止の告示とし、その後四ヶ月間、不用物件として管理し、道路法の規定により国へ譲与申請を行う。譲与後の管理は市の一般財産として管財課に引き継ぎ管理していく、との答弁がありました。後、

お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案とおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告とおり御決定くださるようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長（末次性男君）

以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）

以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

にほよ議題となっております。議案第六十八号については、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）

御異議なしと認めます。よって議案第六十八

号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君）

日程第十四 議案第六十九号

下水道事業

の事務の委託についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 高水惣八君登壇）

○建設委員長（高水惣八君）

御指名がございましたので、議案第六十九号

につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本案は、福東地域の汚水を昭島市と立川市を通り、多摩川流域下水道残堀川幹線に流入する工事において、昭島市と下水道事業の事務委託をしようとするものであり、この審査における主な質疑としては、まず委員より、立川第二処理分区内の工事を施工した場合、昭島市の公共下水道はこの管に流入しないのかとの質疑に対し、公共施設となり、当然、昭島市でも流入するようになる。また負担割合は、面積比率